

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 28 比較情報の取扱いに関する研究報告 ②

前回、2013/1/15号にて、「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」の中から、「(四半期)連結財務諸表」に係る項目をピックアップし、以下の1～3について解説致しました。

1. 連結財務諸表への移行に伴う比較情報の開示 (Q2)
2. 初めて連結財務諸表を作成する場合の会計方針の変更 (Q3)
3. 非連結子会社から連結子会社になった場合の比較情報の開示 (Q4)
4. 連結子会社の事業年度等の変更 (Q5)
5. 親子会社の決算日の変更に伴う会計処理及び比較情報の開示 (Q6)

今回は残りの4、5について解説致します。

### 4. 連結子会社の事業年度等の変更 (Q5)

連結子会社の事業年度等に関する事項を変更した場合、会計方針の変更に該当するでしょうか？

また、親会社または子会社の決算日の変更が行われた場合、当該変更は会計方針の変更に該当するでしょうか？

これらについてはどちらも会計方針の変更には該当しません。

そのため、遡及適用は行わず、比較情報については、前連結会計年度に係る連結財務諸表をそのまま記載することになります。

ただし、上記の場合は、変更を行った旨、変更の理由等、一定の注記が必要となるため別途ご留意下さい（連結財務諸表規則3条3項、連結財務諸表規則ガイドライン3-3、13-4参照）。

### 5. 親子会社の決算日の変更に伴う会計処理及び比較情報の開示 (Q6)

親会社の決算日は3月31日、子会社の決算日は12月31日である場合に、決算期統一のために親会社の決算日である3月決算に統一する場合、または親会社の決算日を変更し、子会社の決算日である12月決算に統一する場合、連結上の会計処理はどのようになるでしょうか？

連結会計基準は、親会社の会計期間に基づき、年1回一定の日をもって連結決算日とすると規定しています（連結会計基準第15項参照）。

よって、親会社、子会社のどちらの決算日の変更が行われた場合でも、連結財務諸表は親会社の会計期間に基づき作成することになり、連結会計期間からはずれた1月1日から3月31日の子会社の損益の調整が必要となります。

ここで、子会社の損益の調整には以下の2つの方法があります。

- ・利益剰余金で調整する方法
- ・損益計算書を通して調整する方法

利益剰余金で調整する方法を採用する場合には、連結株主資本等変動計算書に、利益剰余金の増減として「決算期の変更に伴う子会社剰余金の増加高」等の適切な名称をもって表示します。

いずれの方法を採用する場合であっても、4（Q5）と同様の注記や、実施した会計処理の概要等の注記が必要となるため別途ご留意下さい（連結財務諸表規則3条3項、15条、連結財務諸表規則ガイドライン3-3参照）。

（2013/1/28号より）